第十二条の三の第四項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十条の三の三第一項に規定する政令で定める対象期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定復興再生拠点区域復興再生計画（次項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）につき同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域に該当する同法第三十七条に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。

2　法第十条の三の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項の個人の事業所に係る次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による取消しがあったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該取消しがあった日までの期間

二　法第十条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定により当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該変更の認定があった日までの期間

第十三条の二の三を第十三条の二の四とする。

第十三条の二の二第二項第二号中「一の」を「一の」に改め、同条を第十三条の二の三とする。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十三条の二の二　法第十一条の三に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定とする。

第十三条の三第四項中「に規定する補償金を」を「の規定による補償金を」に改める。

第十三条の四第一項中「又は第三号の五の」及び「若しくは第三号の五の」を削る。

第十四条第八項中「第十二条第一項」の下に「」と、「法第三十七条第三項の規定」とあるのは「震災特例法第十二条第三項の規定」を加え、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第三十七条第八項」を「第三十七条第九項」に改め、同条第十項中「の規定により譲渡」を「同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」の規定により譲渡」に改める。

第十五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十一条第二十五項及び第二十六項」を「第四十一条第二十六項及び第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二十六条の四第二十二項」を「第二十六条の四第二十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二十六条の四第二十三項」を「第二十六条の四第二十四項」に、「次条第二十二項」を「次条第二十三項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に、「第十五条第三項」を「第十五条第五項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条の二第一項中「同条第二十五項及び第二十六項」を「同条第二十六項及び第二十七項」に、「前条第三項」を「前条第一項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に、「同条第二十七項」に改め、同条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「第四十一条第二十六項」に改める。

第十六条第四項中「含む」を「」を除く」に、「含み、」を「」及び」に改める。

第十六条の三の表法人税法施行令第百十六条第一項の項の中欄中「欠損金額」を「欠損金額の」に改め、同項の下欄中「除く。」を「除く。）の」に改める。

第十七条の二第一項中「第五欄」を「第四欄」に、「第四欄」を「第三欄」に改める。

第十七条の二の二の次に次の一条を加える。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の三　法第十七条の二の三第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下この条において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この条において「認定特定復興再生拠点区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域　当該区域に該当する福島復興再生特別措置法第三十六条に規定する避難解除区域等（次号において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示（以下この号及び次号ロにおいて「避難等指示」という。）が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　当該変更の認定があったことにより当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日から当該変更の認定があった日までの期間

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

第十七条の三の三を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七条の三の三第一項に規定する政令で定める対象期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（次項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）につき同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域に該当する同法第三十七条に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。

2　法第十七条の三の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項の個人の事業所に係る次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十七条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による取消しがあったことにより当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該取消しがあった日までの期間

二　法第十七条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定により当該事業所の所在する区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該確認を受けた日から当該変更の認定があった日までの期間